

平成26年度

人事行政の運営等の状況

新潟県後期高齢者医療広域連合

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第11号）第6条の規定に基づき、平成26年度における新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

① 職員の任免

ア 職員の任命

平成27年4月1日付けで、県内該当市町からの派遣職員10名を新たに広域連合職員に任命しました。

イ 職員の任命解除

平成27年3月31日付けで、県内該当市町からの派遣職員10名を任命解除しました。

② 職員数

平成26年4月1日現在	25人（男17人 女8人）
平成27年4月1日現在	25人（男14人 女11人）
対前年度増減数	増減なし

③ 年齢別職員構成の状況（各年度4月1日現在）

区 分		20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
平成26年度	人数（人）	0	0	1	3	5	5	4	4	0	2	0	1
	比率（％）	0.0	0.0	4.0	12.0	20.0	20.0	16.0	16.0	0.0	8.0	0.0	4.0
平成27年度	人数（人）	0	1	0	3	4	3	9	2	1	0	1	1
	比率（％）	0.0	4.0	0.0	12.0	16.0	12.0	36.0	8.0	4.0	0.0	4.0	4.0

2 職員の給与の状況

① 人件費の状況

職員は全員が派遣職員であるため、人件費は、派遣元から支出されており、広域連合予算からは直接支出していません。

なお、派遣元で支出された人件費については、広域連合が年度末にまとめて人件費負担金として派遣元に支出しています。(平成 26 年度の派遣職員人件費負担金額は、164,430 千円)

② 職員給与の状況

派遣職員の給与は、各派遣元の規定に基づき支給されているため、広域連合からは支給していません。

③ 職員の平均年齢、平均給料月額状況（各年度 4 月 1 日現在）

	平均年齢	平均給料月額
平成 26 年度	39 歳 6 カ月	— 円
平成 27 年度	40 歳 3 カ月	— 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1 週間の勤務時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午から午後 1 時	38 時間 45 分

② 休暇の種類

休暇は、年次有給休暇、特別休暇、療養休暇、介護休暇があります。休暇の内容及び取得状況は次のとおりです。

ア 年次有給休暇

年次有給休暇は、年に 20 日付与され、その年次は 1 月 1 日から 12 月 31 日となります。また、その年次に使用しなかった年次有給休暇の日数は、20 日を上限に翌年へ繰り越すことができます。

平成 26 年(平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日)の取得実績は、1 人当たり平均 13.6 日です。

イ 特別休暇

事 由	付 与 期 間
1 選挙権等の公民権行使	必要と認める期間
2 証人等としての官公署に出頭	必要と認める期間
3 感染症の予防のための交通遮断	必要と認める期間
4 災害による現住居の滅失、損壊	7日以内
5 災害又は交通機関の事故等による出勤困難	必要と認める期間
6 災害時の退勤途中における身体の危険回避	必要と認める期間
7 忌引	親族に応じ、10日以内で定める日数
8 結婚	7日以内
9 産前産後	産前8週間（2週間延長可、多胎妊娠14週間）、産後8週間
10 妊産婦の健康診断	必要と認める期間
11 妻の出産	2日以内
12 生理	2日以内
13 1歳に達しない子の保育	1日2回それぞれ30分以内
14 夏季	7月から9月までの期間内において5日以内
15 骨髄移植における骨髄液の提供	必要と認める期間
16 ボランティア活動	1年に5日以内
17 妊娠中の女性職員の通勤緩和	1日に1時間以内
18 男性職員の育児参加（当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育）	5日以内
19 小学校就学の始期に達するまでの子の看護	1年に5日以内
20 要介護者の介護	1年に5日以内
21 父母の追悼のための特別な行事	1日
22 広域連合長が特別休暇とすることを認める場合	必要と認める期間

平成26年（平成26年1月1日～12月31日）の取得実績は、忌引休暇4日、妊産婦の健康診断2日、夏季休暇123日、広域連合長が特別休暇とすることを認める休暇3日です。

ウ 療養休暇

職員が負傷又は疾病のため療養をする必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に認められます。

平成26年（平成26年1月1日～12月31日）中の取得実績は、4日です。

エ 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月の期間内で認められます。

平成26年（平成26年1月1日～12月31日）中の取得実績はありません。

③ 育児休業等取得者数

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例等により定められており、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的として設けられている制度です。

育児休業等に関する制度は、3歳に満たない子を養育するために休業することができる育児休業制度と、同じく3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部（120分を限度）について勤務しないことができる部分休業制度があります。

育児休業及び部分休業の平成26年（平成26年1月1日～12月31日）中の取得実績はありません。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分の状況

平成26年度において、処分はありません。

② 懲戒処分の状況

平成26年度において、処分はありません。

5 職員のサービスの状況

① 職務専念義務免除の状況

12件（人間ドック・派遣元市町村の研修等）

② 営利企業等従事許可の状況

平成26年度において、許可はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

① 職員の研修の状況

職員の研修については、広域連合事務の円滑な運営に資することを目的に広域連合又は他団体で実施している研修に参加をしています。

実施団体	研修名
新潟県後期高齢者医療広域連合	情報セキュリティ研修 ①新任職員研修 ②小テスト
厚生労働省 国保中央会	後期高齢者医療広域連合電算処理システムに係る運用等研修
国保連合会 新潟県国保・福祉指導課	市町村・組国保担当者研修会
新潟県保険者協議会	新潟県保険者協議会研修会
厚生労働省	第1回医療保険者等における番号制度導入に関する説明会
厚生労働省 国保中央会	後期高齢者医療広域連合電算処理システムに係る概要等説明会
厚生労働省委託コンサル会社	第2回医療保険者等における番号制度導入に関する説明会

② 勤務評定の状況

平成26年度において、実績はありません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 職員の健康管理

各種健康診断等の厚生事業については、派遣元において実施しています。

② 公務災害補償の状況

平成26年度において、実績はありません。

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 26 年度において、措置要求事案はありません。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 26 年度において、不服申立て事案はありません。